

京都府立大学現物資産活用基金運営委員会規程

(令和2年京都府立大学規程第1号)

(設置)

第1条 京都府公立大学法人現物資産活用基金規程第5条の規定により、京都府立大学現物資産活用基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 寄附資産の受け入れに関する事項
- (2) 基金の管理及び運用に関する事項
- (3) その他運営委員会が必要と認めた事項

(組織等)

第3条 運営委員会は、京都府立大学に置き、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 文学部長、公共政策学部長、生命環境科学研究科長
- (3) 教務部長、学生部長
- (4) 京都地域未来創造センター長、京都府立大学国際センター長
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が必要と認める者

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、学長を充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、会議を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議及び議決)

第5条 運営委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ成立しない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じ、運営委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 運営委員会は、第2条に規定する事項について審議するため、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の構成等については、委員長が別に定める。

(運営委員会の事務)

第8条 運営委員会の事務は、京都府立大学事務局管理課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年3月19日から施行する。